

国家戦略特区 東京圏雇用労働相談センター

東京圏国家戦略特区内のベンチャー企業・グローバル企業の労務管理に関する

弁護士・社会保険労務士の 相談・サポートがすべて無料

起業、創業間もない企業の雇用関係、労務管理の相談に対して、弁護士や社会保険労務士が無料でお答えします。初めて人を雇う際の雇用契約、社会保険、就業規則の作成や見直しについて、アドバイス、サポートを行いますので、お気軽にご利用ください。



対象：東京圏の国家戦略特区内（成田市・東京都・神奈川県・千葉市）で「起業・創業直後又は起業・創業予定中の経営者や人事担当者」「これらの企業の従事者や就業予定者」

※起業・創業直後とは概ね5年以内が目安。ベンチャー企業以外に東京圏への進出を目指すグローバル企業も対象



サービス：

- 弁護士又は社会保険労務士が窓口に常駐
- 労務管理や労働契約が雇用指針※に沿ったものとなっているか等の相談が可能

※雇用指針とは、労働関係の裁判例を分析・類型化し、取りまとめたもの（国家戦略特別区域法に基づき国が作成）

・弁護士・社会保険労務士が会社を訪問し、個別で相談対応が可能



相談時間：平日 9：00～21：00



費用：何回でも無料



相談方法：窓口・オンライン・電話・メール ※外国語での相談も可

【日本語・英語でのセミナーも開催しています。お気軽にご参加ください。】

問い合わせ先

東京圏雇用労働相談センター【TECC】

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番地32号

アーク森ビル JETRO本部7F

電話 03-3582-8354

URL <https://t-ecc.jp>



【相談フォーム】

[営業時間]月～金 9：00～21：00 [休業日]土、日、国民の祝日、年末年始

[アクセス]東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」3番出口より徒歩1分